

公立大学法人大阪府立大学知的財産権取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公立大学法人大阪府立大学知的財産権取扱規程（平成17年4月1日公立大学法人大阪府立大学規程第44号。以下「規程」という。）第29条の規定に基づき、知的財産権の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(発明等の届出)

第2条 規程第4条及び第12条の別に定める職務に関連する研究とは、次に掲げるものとする。

- (1) 大学等から研究費を受けて行った研究
- (2) 公立大学法人大阪府立大学共同研究規程（平成17年4月1日公立大学法人大阪府立大学規程第40号）による研究
- (3) 公立大学法人大阪府立大学受託研究取扱規程（平成17年4月1日公立大学法人大阪府立大学規程第41号）による研究
- (4) 公立大学法人大阪府立大学寄附金取扱規程（平成17年4月1日公立大学法人大阪府立大学規程第42号）による研究
- (5) 公立大学法人大阪府立大学寄附講座規程（平成17年4月1日公立大学法人大阪府立大学規程第43号）による研究
- (6) 国、他の地方公共団体又はその他の団体から研究費を受けて行った研究
- (7) 大学等の施設・設備を使用して行った研究
- (8) その他前各号に準じた研究

2 規程第4条及び第12条の届出は、発明等届（様式第1号）の提出により行うものとする。

3 届出は、共同発明の場合であっても、規程第4条及び第12条の届出を要するものとする。

(認定及び承継)

第3条 規程第5条の認定にあたっては、その結果が教職員の権利に重大な影響を及ぼすものであるため、発明等の動機及びその過程並びに発明者の意見等をもとに慎重に行わなければならない。

2 規程第5条及び第6条の承継の決定は、理事長が行うものとする。

3 理事長は、前項の決定を行うにあたっては、知的財産マネジメントオフィス及びURAセンターのコーディネーターによる発明検討会の結果作成される発明検討会報告書（様式3号）を参考にするものとする。

(任意譲渡)

第4条 規程第6条の任意譲渡の申出は、規程第4条の届出義務のない発明等及び規程第5条の規定により職務発明等でないと認定された発明等について任意譲渡申出書（様式第2号）により行うことができるものとする。

(出願)

第5条 規程第7条及び第11条により行う出願又は登録のうち、大学等以外のものとの共有の産業財産権等については、別に定める共同出願契約書を締結するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規程第5条第2項の規定により、TLO等に譲渡した場合はこの限りでない。

(発明者の出願又は登録)

第6条 規程第8条第1項ただし書による発明等の出願又は登録は、認定又は決定の後では、当該発明等に係る法律上の保護が受けられなくなるおそれがある場合とする。

(通知)

第7条 規程第9条の通知は、決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(譲渡)

第8条 規程第10条の譲渡は、譲渡証書(様式第5号)の提出により行うものとする。

2 発明者が規程第10条第2項による出願又は登録に要した費用を請求する場合は、出願・登録費請求書(様式第6号)に証拠書類を添付して代表発明者から理事長に提出するものとする。

(適正管理)

第9条 規程第14条の運用について、大学等以外のものに使用させる場合は、別に定める実施契約書を締結の上、実施料を徴収することとする。

(出願補償金等)

第10条 規程第15条による承継補償金は、次表のとおりとする。

権利の種類	金額
特許権	一万円
特許権を除く産業財産権、回路配置利用権、育成者権	五千円

2 承継補償金は、承継補償金決定通知書(様式第7号)により発明者に通知するものとする。

(実施補償金)

第11条 規程第16条による実施補償金は、毎年4月1日から翌年3月31日までの収入の実績に応じて、次の各号に掲げる金額を支払うものとする。

(1) 法人が当該知的財産権に係る発明の実施を許諾して実施料を得たときは、その収入の100分の30に相当する金額

(2) 法人が当該知的財産権を売却したときは、その代金の100分の30に相当する金額

2 前項の規定により算出された実施補償金の額は、実施補償金決定通知書(様式第8号)により発明者に通知するとともに、翌年4月30日までに発明者に対し支払うものとする。

(諮問)

第12条 理事長が規程第20条の事項を委員会に諮問するときは、諮問書(様式第11号)により行うものとする。

(委員会の開催)

第13条 委員会の会議は、必要に応じて開催するものとする。

2 出願・登録以前の発明の審議に当たっては発明の内容が外部に漏洩することを防止するため、秘密会とし、関係書類も全て秘密の扱いとする。

3 理事長の諮問に対する委員会の決定事項は、答申書(様式第12号)により行うものとする。

(委員会の委員)

第14条 規程第21条第1項に規定する理事長の指名する者は、次に掲げる者の中から委嘱するものとする。

(1) 顧問弁護士

(2) 顧問弁理士

(3) その他知的財産権について広く見識を有する者

2 規程第21条第2項に規定する理事長の指名する者は、別表1に掲げる者の中から委嘱するものとする。

(審査の時期)

第15条 知的財産権の審査請求又は維持に係る審査については、審査請求又は維持に要する経費の納入期日3箇月前までに行うものとする。

2 前項の審査は、第3条第3項第1号から第5号について行うものとする。

(通知)

第16条 理事長は、前条の審査の結果、当該知的財産権を審査請求又は維持することが適切でないと認めるときは、当該知的財産権の審査請求又は維持に要する経費の納入期日2箇月前までにその旨を発明者に知的財産権返還通知書(様式第9号)により通知し、当該知的財産権を返還するものとする。

(異議の申立て)

第17条 規程第27条第1項の異議の申立ては、異議申立書(様式第10号)の提出により行うものとする。

2 規程第27条第2項の異議申立てに対する決定の通知は、決定書(様式第13号)により行うものとする。

(雑則)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日以後において、大阪府より譲渡を受けた知的財産権は、この要領に基づいて取り扱うものとする。

附 則

この規則は、平成22年 2月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

別表1 (第14条第2項関係)

TLO コーディネーター 特許流通アドバイザー 特許主任調査員 その他知的財産権について広く見識を有する者
--